

年度当初に生じる教員の欠員未補充の解消状況について

1 要 旨

ここ数年、静岡市では、全国の多くの自治体と同じように年度当初の欠員未補充が生じています。欠員未補充とは、国の法律で定められた教職員定数上、学校に配置されるべき教員が、何らかの理由により配置できない状態（欠員）において、代わりとなる臨時的任用教員（以下、臨時講師）が補充されていない状況のことです。欠員未補充が発生する理由としましては、急な退職をする正規教員、任用辞退を申し出る臨時講師等の存在があげられます。また、転入により、児童生徒数が増えることで学級数が増加し、欠員未補充が発生する場合があります。これとは別に、年度中途に産育休取得者等が発生した場合、その代替となる臨時講師が未補充になる状況も発生しています。この要因としましては、若手教員の採用増加に伴う、産育休取得者の増加が挙げられます。静岡市が進めている産育休暇の取得促進も理由の一つです。

年度中途の臨時講師の確保は、本市だけでなく全国的に困難な状況です。教員志望者が減少しており、それに合わせて臨時講師等の「予備人材」も不足しています。欠員未補充が発生してもすぐに補充できる人がいないのが現状です。また、教員は、教員免許や専門的知識が必要なため、突然空いたポジションを他の職種のように「すぐに誰かで埋める」ことは非常に困難です。

欠員未補充が生じた際に一番影響を受けるのは子どもたちです。そうならないように、授業のみを行う非常勤講師を任用していますが、勤務が授業に限定されているため、担任業務や生徒指導などに関わることができません。また、本来いるべき教員が学校にいないことで、欠員未補充分の授業や担任業務等を他の教員が負担することになります。

〈静岡市の欠員状況〉

	年度当初の欠員	年度末の欠員
2022年	19人	21人
2023年	8人	24人
2024年	5人	24人

そこで、静岡市としては、年度当初及び年度中途に生じる欠員未補充解消のための新たな仕組みとして、教職員定数外の臨時講師をあらかじめ市単独経費で10人を確保することで、年度当初の欠員未補充すべてと、今後見込まれる欠員未補充の一部を解消しました。教職員定数の枠を超え、市単独費用負担の教員をあらかじめ確保しておくことは、先進的な取組で、年度当初に教職員が足りないという状況を回避することができる画期的な方策です。

[次頁あり](#)

2 令和7年度当初の欠員状況について

令和7年度当初の欠員状況についてですが、人事異動の基準となる2月1日以降に、以下の3校で欠員未補充が発生しました。いずれの学校も急な転入により児童数が増えたことで、学級数が増加したのが原因です。そこで、あらかじめ確保していた市単独経費の10人の内、3人の臨時講師を活用することで、令和7年度当初の欠員未補充を回避しました。

発生日	該当校	学級数
2/12 (水)	竜南小	自閉・情緒学級 4クラス→5クラス
2/25 (火)	西奈小	3年生 3クラス→4クラス
3/4 (火)	安東小	1年生 3クラス→4クラス

○効果

ここ数年、静岡市は、年度当初の欠員未補充の状況が常態化していたので、教頭や級外教員が担任の役割を果たすなど、学校現場に様々な悪影響を与えていましたが、現時点において、該当校では、大きな混乱もなく順調なスタートが切れました。

3 産休・育休者に対するの補充

令和7年度当初（～6月）に産休予定の教員が複数の小学校に存在しているため、市単独経費の残り7人の臨時講師を事前に各校に配置したことで、年度中途に生じる欠員未補充の一部を回避することができます。現在、7人の臨時講師は、それぞれの学校において産休予定者とともに子どもたちの指導にあたっています。

該当校	事由	予定日
大里西小	欠員未補充の見込み（産休予定）	4/25（金）～
由比小	欠員未補充の見込み（産休予定）	4/27（日）～
清水入江小	欠員未補充の見込み（産休予定）	5/17（土）～
服織小	欠員未補充の見込み（産休予定）	5/31（土）～
清水飯田東小	欠員未補充の見込み（産休予定）	6/2（月）～
長田南小	欠員未補充の見込み（産休予定）	6/7（土）～
清水三保第二小	欠員未補充の見込み（産休予定）	6/11（水）～

次頁あり

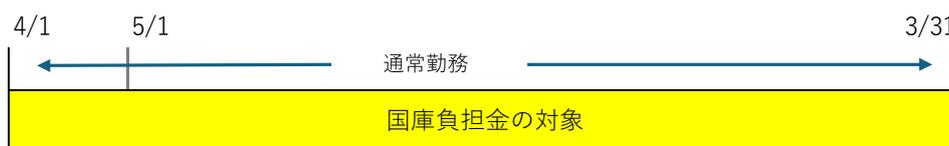
○効果

欠員未補充の見込みとなる小学校にも配置したことで、年度途中（～6月）の産休・育休等の代替未補充も現時点で0人です。令和7年度は、少なくとも7人の欠員未補充を解消することができました。今後、年度末に向かう中で、欠員未補充者は増加することが考えられますが、年度当初に、臨時講師を確保できたことで、欠員未補充のまま一年経過してしまう数を減らすことが期待できます。令和7年度当初（～6月）に産休予定の教員が存在している学校に、あらかじめ臨時講師を配置できたことで、教員と臨時講師のスムーズな引継ぎが可能となります。また、途中で教員が変わることに対する子どもの不安感を最小限に抑えることもできます。

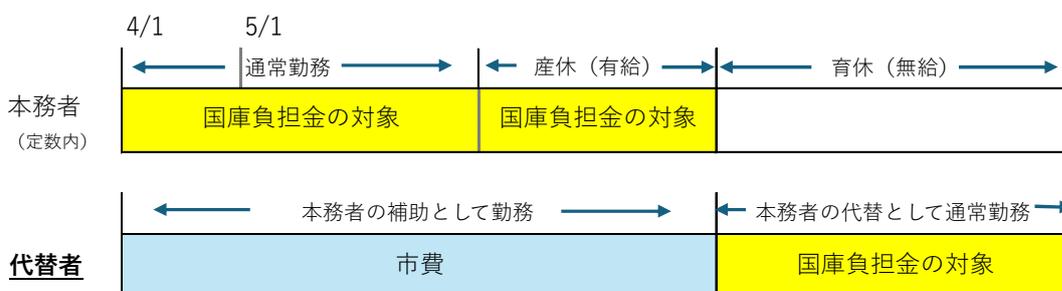
4 年度当初の欠員解消事業における事業費（見込み）について

義務教育費国庫負担金の算定基礎となります「教員算定基礎定数」は、5月1日現在の定数で決定されます。今回の欠員解消事業として、あらかじめ確保していた市単独経費の10名のうち5名（3月末欠員解消3名+5/1までの産休代替2名）の臨時講師は、5月1日現在で「算定基礎定数」としてカウントされるため、国庫負担金の対象となります。5月以降に産休代替予定となる残り5名の人件費が、市単独経費負担となります。この5名の人件費も、産休代替となってからは、国庫負担金の対象となります。市単独経費負担の臨時講師のための当初予算額は、2,500万円、支出見込額は、1,403万円です。（4/1現在）

- 5/1までに欠員補充される5名（5/1までに産休代替として欠員補充される2名含む）
→通年で国庫負担の対象となる。



- 5/2以降に、産休代替として欠員補充される5名
→本務者が産休に入るまでは市費負担、産休以降は国庫負担の対象となる。



* 5名分：1,403万円

担当：教育局 教職員課(054-354-2509)